

## 西宮市救急急患医療事故調査委員会要綱

### (設置)

第1条 西宮市内における救急急患医療業務(以下「医療業務」という)によって発生した事故についてその原因と責任の所在を明らかにするとともに、西宮市と社団法人西宮市医師会会長との間に取りかわされた「西宮市救急急患医療業務に関する覚書」(以下「覚書」という)第6条から第11条に規定する措置の内容について審議し、もって適正な事故処理を行い医療業務の円滑な推進を図ることを目的として西宮市救急急患医療事故調査委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### (委員)

第2条 委員会は次の区分によって選出された委員をもって組織する。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 西宮市          | 4名 |
| (2) 一般社団法人西宮市医師会 | 4名 |
| (3) 引受保険会社       | 1名 |

2. 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3. 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第3条 委員会に委員長をおく。

2. 委員長は委員会において委員が互選する。

3. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

### (審議の請求)

第4条 市長は、医療業務による事故が発生したときは、委員長に対しすみやかに審議を開催するよう請求することができる。

### (召集)

第5条 委員長は、前条により、市長から審議の請求を受けたとき、または、自ら必要があると認めるときはすみやかに委員会を招集し審議を行わなければならない。

### (審議および決定)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2. 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、発生した事故が医師および医療従事者の責に起因するかどうかの判定については出席委員全員の合意を必要とする。

3. 委員会は審議にあたって専門家の意見を聴くことができる。

### (報告)

第7条 委員長は、審議の結果を市長に報告しなければならない。

( 秘密の厳守 )

第 8 条 委員会の会議は秘密会とし、委員および委員会に出席した者は、その出席により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

( 庶務 )

第 9 条 委員会の庶務は、西宮市保健予防課において処理する。

( 雑則 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

付則

この要綱は昭和 54 年 6 月 1 日より実施する。

付則

この要綱は昭和 55 年 12 月 11 日より実施する。

付則

この要綱は平成 15 年 2 月 1 日より実施する。

付則

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

付則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日より実施する。

付則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日より実施する。